

支払責任者各位

～医科診療報酬・介護報酬改定に伴う診療費及び食事負担金変更のお知らせ～

令和 8 年度医科診療報酬改定及び介護報酬改定に伴い、診療点数の改定、介護保険サービス、及び入院時食事療養費の自己負担金額が令和 8 年 6 月 1 日より変更となります。入院時食事療養費の患者さま負担額（介護医療院は除く）の変更に関しては、下記の表のとおりとなります。

入院時食事療養費及び入院時生活療養費の 食事代（入院中の食事代）		1食あたりの負担額	
		5月31日まで	6月1日以降
一般（住民税課税世帯）		510円	550円
難病患者の方（住民税非課税世帯を除く）		300円	330円
住民税非課税世帯	過去12カ月で90日までの 入院日数	240円	270円
低所得者Ⅱ	過去12カ月で90日を超える 入院日数（長期該当）※	190～240円	220～270円
低所得者Ⅰ		110～140円	130～160円

*生活療養標準負担額は、表の金額に1日につき、430円が加算されます。

※長期該当の減額の適用を受けるためには、加入されている健康保険の保険者への申請が必要です。

2026年5月14日
医療法人社団 三喜会
鶴巻温泉病院
医事課